

平成29年4月13日
(2017年)

事業者各位

吹田市 総務部 契約検査室

公共工事に係る前払の特例措置の継続について

平成28年度に時限措置として実施していた前払の特例措置について、平成29年度においても下記のとおり継続することとしましたのでお知らせいたします。

記

1 特例措置の内容

前払金の対象範囲について、工事請負契約書第36条に規定するもののほか、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）や一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に拡大します。ただし、これらに充てられる上限額は、前払金額の100分の25とします。

2 適用対象

(1) 平成29年4月13日以降に契約を締結する工事案件

平成30年3月31日までに請負契約を締結する工事に係る前払金（中間前払金は含まない。）で、平成30年3月31日までに支払いが行われるもの。

(2) 平成29年4月13日までに契約を締結した工事案件

平成28年4月1日以降で平成29年4月12日までに契約を締結した工事案件（平成30年3月31日までに前払金の払出しがあるものに限り。）については、本市と受注者の間で協議し、当該請負契約における前払金の使用等に係る規定の変更契約を締結したうえで、この特例措置を適用します。

特例措置の適用を希望する場合は、契約検査室まで申し出てください。

(留意事項)

平成28年3月31日までに契約を締結した工事で、現在施工中のものは、特例措置は適用されませんので御注意してください。

※ 前払金の払出については、西日本建設業保証株式会社（06-6543-2711）へお問い合わせください。参考（http://www.wjcs.net/info/files/sitokakudai_keizoku.pdf）

平成 年 月 日

吹 田 市 長 宛

受 注 者 所 在 地
商号又は名称
代表者氏名 ⑩

平成29年度の公共工事の前金払の特例に係る取扱いの適用について

下記の工事請負契約について、平成29年度における公共工事の前金払の特例に係る取扱いの適用を請求します。

記

1 工 事 名

2 契約年月日 平成 年 月 日

3 請負代金額 円